

意見書案第34号

令和5年12月15日提出

令和5年12月15日可決

提出者	市議会議員	新	井	美	加
	同	藤	江		彰
	同	大	澤	智	之
	同	佐	藤	祥	平
	同	小	岩	井	僚
	同	宮	崎	裕	紀
	同	新	井	美	咲
	同	窪	田		出
	同	小	林	久	子

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。このように、学校給食費についても教科書と同様に無償化することが求められる。

文部科学省の「平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果について」によると、1,740自治体のうち何らかの形で無償化または一部補助を実施しているのは506自治体で、そのうち小学校及び中学校とも完全無償化を実施しているのは76自治体にとどまっていたが、本年8月時点で民間の調査では小中学校の完全無償化自治体は東京23区を含めて491自治体になっている。

こうした中で今年度、内閣府こども未来戦略会議は全国の自治体の取組の前進や国民の世論の高まりを受けて、学校給食費の無償化自治体の実態調査を実施している。

全国の自治体はその財政力から無償化の実施が困難な自治体もあり、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実態がある。義務教育における多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども、子育て政策に位置づけることも重要である。学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国の私立や特別支援学校などあらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠である。

よって、国に対し、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

前橋市議会議員 阿部 忠 幸